

令和7年10月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和7年10月総会議事録

- 1 日 時 令和7年10月15日（水） 午前9時30分
- 2 場 所 長門市役所4階会議室
- 3 付議事件
議案
- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)
 - 第2号 農用地利用集積等促進計画の策定について (二段階方式57件)
 - 第3号 農業振興地域整備計画の変更について (2件)
- 報告事項
- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (1件)
 - 2 農地法第3条の規定による許可処分の取消について (1件)
 - 3 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）(4件)
 - 4 その他
 - ・次回総会 11月11日（火）午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 10月29日（水）予定
- 4 出席委員（16人：議席順）
- | | | |
|--------------------|-----------|-----------|
| 1番 岡藤 英雄 | 4番 西村 志おり | 5番 大田 寛治 |
| 7番 中野 晴人 | 8番 山近 洋祐 | 9番 末永 恵子 |
| 10番 高林 司 | 11番 林 一志 | 12番 木村 友則 |
| 13番 名和田 栄治 | 14番 林 弘幸 | 15番 大田 裕美 |
| 16番 木村 正雄 | 17番 大汐 光晴 | |
| 18番 深水 一男（会長職務代理者） | | |
| 19番 大野 耕作（会長） | | |
- 5 欠席委員（3名）
- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 2番 村岡 清美 | 3番 岡島 史真 | 6番 河野 八千代 |
|----------|----------|-----------|
- 6 農業委員会事務局職員
- | | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 角谷 隆士 |
| 事務局長補佐 | 坂倉 幸三 |
| 書記 | 秋本 佑美 |

7 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和7年10月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案3件、報告事項3件でございます。 慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 引き続きまして、9月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。 (会議等の報告)
議長	それでは、ただ今から令和7年10月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は19名でございます。本日の出席委員は16名、欠席委員は3名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされておりますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 1番、岡藤英雄委員、4番、西村志おり委員、よろしくお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。 令和7年10月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畠、面積は732m ² 、ほか1筆。 全体面積は、792m ² 。 譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、譲渡人から申し出があり、これに応じるこ

ととした。譲渡人は、相続した農地であるが、遠方に住んでおり維持管理が難しくなってきたため譲受人に譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から北東へ約400mに位置する農地です。

また、3ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願ひをいたします。

議長 引き続いて、当地区担当7番、中野委員、補足説明をお願いいたします。

7番 7番、中野です。

10月2日、大野会長、事務局の方々3名、鈴川推進委員と私で現地の調査を行いました。

事務局からの説明にありましたように、これに加えて譲受人と譲渡人の関係が、ユズキチを通していわば先生と生徒のような関係があるようでございまして、これについては何ら問題はないと思っております。

以上です。皆様のご審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

議長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の策定について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。差替え分の2ページをご覧ください。

議案第2号、農用地利用集積等促進計画の策定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見を求める。

令和7年10月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和7年11月1日の公告となります。

二段階方式による利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1件1筆の1,378m²。日置地区が、40件170筆の252,770m²。油谷地区が、12件24筆の62,267m²。

計が、53件195筆の316,415m²となります。

次に、使用貸借が、油谷地区のみで、3件3筆の3,155m²。

全体で、三隅地区が、1件1筆の1,378m²。日置地区が、40件170筆の252,770m²。油谷地区が、15件27筆の65,422m²。

総計は、56件198筆の319,570m²となります。

詳細につきましては、3ページから13ページ及び差替分の資料をご覧ください。

機構法第18条第5項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願ひをいたします。

議長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

5番

はい。

議長

はい、どうぞ。

5 番	<p>5 番、大田です。</p> <p>この利用権を設定するということはですね、その土地で何か農作物を栽培するということで利用権を設定されるわけですね。</p> <p>9 ページの 34、35 番、これはですね、10 年ほど前に●●さんが利用権を設定してですね、1 年、2 年ほどは水稻を無農薬で栽培しておりました。ちょっと私も手伝ったことがございます。</p> <p>それ以降は、全然農作物は栽培しないで荒れたまんま、1 年に 1 回でも草を刈るんならまだいいですけど、それもしないで困ったものです。</p> <p>更新に当たってですね、1 年に 1 回ぐらいは草を刈るんだったら更新してもいいと思うんですけど、放置した状態じゃあ認められんと思います。</p> <p>皆様方のご意見を伺いたいと思います。</p>
議 長	<p>ただ今、大田委員から地域の実情について説明がございましたが、このことについて、どなたかご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。</p>
9 番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
9 番	<p>この地区を担当しております、9 番、末永です。</p> <p>先ほど大田委員さんがおっしゃったように、●●さんは、初めの 1、2 年くらいは耕作をされていましたが、その後は 10 年まではいかないかもしれませんですが、利用権設定をされてから随分長いと思うんですけども、近年は草刈りを一度もされていないようです。</p> <p>それで、農地パトロールの時にいつも見て、私はもう B 分類だと思っているんですが、もう草刈りもできるような状態ではないです。</p> <p>ただ、この農地というものが離農者にも補助金が出て、借受ける人にも補助金が出るとか、いろんな補助金の事業に絡んでいるようで、これを荒らしていますよという返事ができない状態なんじゃないかと思うんです。</p> <p>この●●さんが借りた農地については、補助金でイノシシの檻も、周りの人よりも良い檻を置いてもらっているし、他にもここの農地に限らず、●●の進入口のところとか、ずっと荒らしたままなんですね。</p> <p>それで、近隣の人からも害虫が入ってくるとか、草ぐらい刈ってほしいとか苦情を聞くんですけど、ただ、補助金をたくさんもらっているので、これは更新せずに戻すということができるのかどうか分からなくて問題にしていないんですけど、でも確かに草も刈らないし、自然農法というのが言い訳で、作る気が無いんじゃないかと思うんです。</p> <p>作ったことがないんですから。</p>

だから、●●さんがずっと借り続けることは正しくないとは私も思っています。切った方がいいんじゃないかとは私も思っています。

ただ、地主の●●さん、2件あるんですけれども、お二人とも今後耕作をする気は一切ないですし、今後も荒れているという状況は変わりません。

荒れているという状況は変わらないけれど、利用権設定をした人がおられたら、売買が生じたりした時に、問題を複雑にしているだけだなと思って、私は今回の利用権は個人的には反対なんです。以上です。

議長

事務局の方からは、この意見について何かありますか。

事務局長
補佐

はい、私も●●さんに関しては、末永委員さんから以前より状況を伺っておりますし、現地に一緒に見に行った所もございます。

事務局から積極的にこういったお話を出すということができませんので、おそらく質問も出るだろうということで、事務局なりの返答を準備していました。

先ほど私のセリフのように、機構法第18条第5項に定めてあります計画要件を言っている中で、第18条第5項の2号に、全部効率利用要件あるいは農作業常時従事要件というのが、農地法第3条の所有権移転と同様に定められており、●●さんに関してはこの部分をしっかりと条件を付けて許可をするという方向にするのはどうかなというような考えをもっておりまます。

最終的には委員の皆様にご審議いただいて許可をするのか、条件を付けて許可をするのか、許可をしないのかというところをご審議いただけたらと思っております。

以上です。

議長

中間管理機構の日置、油谷地区の担当は、末永推進員さんでしたかね。

事務局もですけども、中間管理の窓口の方が間に入られて、どのような形で入ったら良いのか、よその地区でも似たような事例があるかも分かりませんけれども、直接1筆毎にですね、現地を見たということはありませんので、今日の結論はどうしますか。

17番

はい。

議長

はい、どうぞ。

17番

17番、大汐です。

私の担当の●●地区の方でも、これに付随するわけではないんですが、

使うよって言いながらもなかなか全部が使えていないという所もございました。

会長さんが言われるよう、農業委員会が云々という前に、中間管理機構の方で審査という形なんですね。

それで今、末永委員さんからも話がありましたが、借りる人自体に営農する意欲のあるなしありは、農業委員が行く前に中間管理機構が、今までの経緯からしてこれはどうなんですか、農業委員から現地確認でも少し注意点があるよと言ってもらった上で、開始する方がいいんじゃないかと思います。

契約は、12月1日から始まるようになっていますよね。

もしそういう意見的なものがあれば、中間管理機構に対して農業委員会の方からこういう意見がありますが、どう対応されますか、という形で意見を流した方がいいんじゃないかと思います。

以上です。

事務局長
補佐

事務局からの補足ですけれども、今年の2月までは中間管理機構からこの案件を投げられて、農業委員会で審議をした上でこの利用権を決定するという立ち位置の議論でございましたが、この4月から法律が変わりまして、中間管理機構から意見を聞かれて、それに対して農業委員会は意見を返すという作りに変わっておりますので、ここで農業委員会が決定をしたことがそのまま決定事項ということにはなりませんので、意見を付けてそれを中間管理機構に返すという形が理想的なのかなというふうに思います。

事務局長

最終的な結論というのは、中間管理機構の方で出されるというふうな形になるのかなと思います。

17番

それでないと、窓口がどうしてもあちらになっているし、私たちが全部の賃貸借について農業委員の方が何か言っても、中間管理機構が全部間に入っている形になっているし、直接のやり取りは中間管理機構が入っていても全部を直接管理状況を見ているわけではないから、全部は大変ですね。

今のお話のように、目に付くようなちょっとこれはおかしいんじゃないかという部分については、農業委員会としては農地の監視として意見書を出して、これに対して今度借りる人の答弁書を作ってもらって、これをこういうふうにしますよというものを出してもらえば、問題はないんじゃないかなと思います。

事務局長

そうですね。

ちなみに、他にも●●さんが預かっている農地はだいたいこんな感じなんですかね。皆さんが見られている農地は。

12番 はい。

議長 はい、どうぞ。

12番 12番、木村です。

この方は今に始まつたことではないですよ、正直に言って。

一番最初は自分が農業委員ではなかつた時代なんんですけど、もう15年前、●●がありますよね、あそこの前と●●地区の住宅地の下ですね、あの2つの農地が一番最初に預かつたところだと私は記憶をしていますが、もうその当時から周りの人達からの苦情をもらつてはいるんですよね。

本人にも、どうされますかと聞いたら、これはちゃんとした無農薬で私が作つて、本まで出しているんと聞かされて、それで、分かりましたと、農業者としてもやっぱりしっかりしていただかないといけないので、よろしくお願ひしますと言つたのが、10年以上も前の話です。

それで、今言われた通り見られる所は全て荒れていますし、特に●●の入口の●●の横と、あそこは5年前くらいに水稻をされていた時がありますよね、あの時に私たち農業委員と推進委員が呼び出されたときがあつて、どうですかと田んぼを見せられて、その時にも、これはこれから5年くらいは続けますかと聞いたら続けますと言つていて結局2年しか作つてないんですよね。

●●のところも、●●が前なので、あそこをどうにかしてくださいって言つたら、オクラを植えられていたんですけども、今もそのままになつている気がします。

前にあそこに●●というお店があつた時にも、ダンゴムシが上がつてくるからということで、私があそこの方と知り合いなので、どうにかならないかと言われたこともあつたので、今言われた所もですが、自作地は●●さんが自分で管理する所なのでいいですが、小作地は中間管理機構を通じているのかなと思いますので、現状を調べた方がいいのかなと思います。

中間管理機構を通した契約の農地しか文句は言えませんよね。機構を通してない所はこれからどうなるのかなという事もあるので、そこも重ねて調べてご返答を頂いた方がよろしいかと思います。

とにかく、困つてゐる方がいっぱいいらっしゃいますので、よろしくお願ひをいたします。

事務局長 はい、よく分かりました。

今回、この件を発端というか始まりとしてですね、農業委員会の方も中間管理機構の方にきちんと意見を出して、●●さんの方に一度、機構の方からきちんと指導をしていただくように強く求めていきたいと思います。

今、木村委員さんが言われたように、機構を通さない契約農地も確かにあるかもしれません。そういう所については、農業委員会の方でもいろいろ検討してみたいと思います。

今日のこの話は、以上ということで収めていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

議長 他に、どなたかご意見、ご提案のある方はいらっしゃいますか。

(質問、意見、提案なし)

議長 先ほど、大田委員からご意見をいただいたことにつきまして、とりあえず農業委員会としては、中間管理機構に今の状態では認めることはできませんということを伝えて判断をしていただこうという形をとることでのご了解をしていただきたいと思います。

このことについて賛成の方は、挙手をお願いしたいと思いますが、他の案件については同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。

よって、本件は、同意することに決定をいたしました。

続きまして、議案第3号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。14ページをご覧ください。

補佐 議案第3号、農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和7年10月15日提出、長門市農業委員会会长、大野耕作。

この議案第3号につきましては、市が農業振興地域の指定区域内農地に関して、計画変更を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。

番号1、重要変更。

用途の変更となります。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は畠、台帳面積は、25,752 m²。うち、変更面積は25,752 m²、ほか1筆。

全体面積は、30,172 m²です。

申請者は、●●▲▲番地▲、●●、●●さん。

変更の理由は、畜産団地用地造成を行うため、採草放牧地を農業用施設用地とするものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。

申請地は、●●から北北東へ約2.6kmに位置する農地です。

また、5ページには公図を、6ページには土地利用計画図を添付しています。

今回の計画変更にあたっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件をすべて満たす必要があります。

ここで、「農地法審査基準」18ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

1号については、畜産団地用地造成の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、地域計画における地図上の指定はないため、その達成に支障を及ぼすおそれないと認められる。

3号については、区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれないと認められる。

4号については、区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれないと認められる。

5号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれないと認められる。

6号については、土地改良事業等から8年以上を経過しているため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしていると考えられます。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題ないと考えられます。

次に、計画変更後の農地転用についてですが、農地法第4条第6項ただし書きが規定する、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当し、許可可能な案件であると考えます。

	以上です。ご審議の程、よろしくお願ひをいたします。
議長	本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
17番	はい。
議長	はい、どうぞ。
17番	17番、大沢です。 現地につきましては、10月2日に大野会長さん、事務局の方、当地区担当の農業委員と推進委員と私で現地を確認しております。 ここは今、事務局の方から説明がありましたように、平成元年か昭和63年くらいに団体営の草地造成で造られた所です。 それ以後は、畜産農家の方が採草地としてずっと活用されておりましたけれども、年々、農業従事者の方が高齢等で少なくなり、本当にもったいない部分もあります。 そういう農地につきまして、この度の畜産団地を造成されるということは、農地として、また、土地として地域の発展の中から考えましても、妥当ではないかと考えております。 皆様の慎重審議のほど、よろしくお願ひをいたします。
議長	ただ今、担当地区の委員からこの土地についての今日までの動きについての説明がございましたが、どなたかご質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。
	(質問、意見なし)
議長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件農地を長門市農業振興地域整備計画に定める用途を採草放牧地から農業施設用地に変更することに同意される方は挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数あります。 よって、本件は、同意すると決定をいたします。

事務局長
補佐

続きまして、番号 2 について事務局の説明をお願いいたします。

それでは、説明をいたします。

番号 2、重要変更。

農用地区域からの除外となります。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積は、880 m²。うち、除外面積は 880 m²、ほか 1 筆。

全体面積は、3,758 m²です。

申請者は、●●▲▲番地▲、●●さん。

変更の理由は、耕作放棄により原野化しているため、現況証明により非農地化したいというものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 7 ページをご覧ください。申請地は、●●から西南西へ約 2.8km に位置する農地です。

また、8 ページには公図を添付しています。

ここで、「農地法審査基準」18 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

1 号については、現地は既に原野化しており、農用地に供することが困難であると認められる。

2 号については、地域計画における地図上の指定はないため、その達成に支障を及ぼすことはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれないと認められる。

5 号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

6 号については、土地改良事業等には該当しないため、問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしていると考えます。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度等についても対象外であるため、問題ないと認められます。

最後に、除外後は現況確認申請により、非農地化することは確実であると考えられます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願ひをいたします。

議長	本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
5番	はい。
議長	はい、どうぞ。
5番	5番、大田です。 この農地はですね、もう十数年前から耕作をされておりません。 現地調査に行った時も、もう竹等が生えて原野化していてもう農地として使うことができませんので、何も問題はないと考えております。 以上です。
議長	担当地区の委員からの補足説明がありましたが、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
18番	はい。
議長	はい、どうぞ。
18番	18番、深水です。 今、この位置図の8ページを見た段階で、▲▲番の真ん中にあります▲▲番はどうなっていますでしょうか。ここは、また別の人の所有なんでしょうか。 ここは現在、どういう状況であって周りだけが林野化しておるということで、ここに対してはどうなのかなというところがちょっと見えないんですけど。説明をお願いいたします。
議長	事務局からお願ひいたします。
事務局長 補佐	はい、ご説明をいたします。 深水委員からご指摘のあった▲▲番でございますが、こちらはため池となっております。
18番	了解しました。
議長	他にどなたか、質問、ご意見のある方は、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

	(質問、意見なし)
議長	<p>質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。</p> <p>本件農地を、長門市農業振興地域整備計画に定める農用地区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。</p>
	(挙手多数)
議長	<p>挙手多数であります。</p> <p>よって、本件は、同意すると決定をいたします。</p> <p>議事については、以上となります。</p> <p>引き続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項 1について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは、説明に入らせていただきます。15 ページをご覧ください。</p> <p>報告事項 1、土地現況証明報告でございます。</p> <p>番号 1。</p> <p>土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は田、面積は、508 m²、ほか 3 筆。</p> <p>申請者は、●●県●●郡●●村大字●●▲▲番地▲、●●さんです。</p> <p>令和 7 年 10 月 2 日に、会長、大汐委員及び事務局とで現地を確認いたしました。</p> <p>現地は原野となっており、農地としての再生利用が困難な状況であったことから、同日付けで非農地として証明しております。</p> <p>報告事項 1については、以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告事項 1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。
事務局長	<p>それでは、説明をいたします。16 ページをご覧ください。</p> <p>報告事項 2、農地法第 3 条の規定による許可処分の取消について、でございます。</p> <p>番号 1。</p> <p>土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、面積は 609</p>

	m ² 。
	申請者は、●●▲▲番地▲、●●さん。 取消の理由は、譲受人の高齢化及び後継者の不在のため。 令和7年9月16日に、許可を取り消しております。 報告事項2については、以上でございます。
議長	ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。
	(質問、意見なし)
議長	続きまして、報告事項3の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、説明をいたします。17ページをご覧ください。 報告事項3、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの。 通常の利用権に係る合意解約でございます。 番号1。 通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。 借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は610m ² 。 令和7年8月28日に、合意解約をしております。 ほか3件の、合意解約をしております。 報告事項3については、以上となります。
議長	ただ今、事務局より報告事項3について説明がございましたが、よろしいでしょうか。
	(質問、意見なし)
議長	報告事項は、以上となります。 続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。
事務局長 補佐	それでは、事務連絡をいたします。 まず、次回の農業委員会定例総会は、令和7年11月11日、火曜日、長門市役所4階会議室で開催いたします。 なお、現地調査につきましては、10月29日、水曜日を予定しております。 該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等を連絡いたしますので、ご立会のほど、よろしくお願いをいたします。

また、本総会終了後、長門市農業委員会だより編集会議を行います。編集委員の皆様には、引き続き会議へのご参加をお願いいたします。
事務連絡は、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れ様でございました。

終了時間 午前 10 時 13 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和7年10月15日

長門市農業委員会会長 大野耕作

議事録署名委員 岡藤英雄

議事録署名委員 西村志おり